

脳脊髄液減少症等の研究・治療の推進を求める件

難病対策として国は、特定疾患治療研究事業等によって患者の医療費の負担軽減や病態の把握、治療法研究に努めてきたものの、いまだに効果的治療もなく対症療法に頼るだけの疾病も多く、国の指定する疾患が難病のすべてではありません。

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ障害、落下事故、暴力などによる頭部や全身への強い衝撃によって脳脊髄液が慢性的に漏れ続け、頭痛、首や背中の痛み、腰痛、目まい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下、うつ症状、睡眠障害、極端な全身倦怠感・疲労感等のさまざまな症状が複合的に発現する病気であり、難治性のいわゆる「むち打ち症」の原因として注目されています。

しかし、この病気は、これまで原因が特定されない場合が多く、「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されたため、患者の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者の家族等の苦勞もはかり知れませんでした。

近年、この病気に対する認識が徐々に広がり、本症の研究に取り組んでいる医師らより新しい診断法・治療法（ブラッドパッチ療法など）の有用性が報告されています。そのような中、医学会においても脳脊髄液減少症に関して本格的な検討を行う機運が生まれつつあります。長年苦しんできた患者にとってこのことは大きな光明となっています。

しかしながら、この病気の一般の認知度はまだまだ低く患者数など実態も明らかになっていません。また、全国的にもこの診断・治療を行う医療機関が少ないため、患者・家族等は大変な苦勞を強いられています。

よって、国会及び政府におかれては、以上の現状を踏まえ、難病特定疾患等への対策を推進するとともに、脳脊髄液減少症に対して下記の措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

- 1 交通事故等の外傷による脳脊髄液漏れ患者（脳脊髄液減少症患者）の実態調査を実施するとともに、患者・家族に対する相談および支援の体制を確立すること
- 2 脳脊髄液減少症について、さらに研究を推進するとともに、診断法ならびにブラッドパッチ療法を含む治療法を早期に確立すること
- 3 脳脊髄液減少症の治療法の確立後、ブラッドパッチ療法などの新しい治療法に対して早期に保険を適用すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 18 年 10 月 5 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

様

仙台市議会議長

柳 橋 邦 彦